

【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

五一広場東漢簡牘の上行文書に関する基礎的整理

古代学協会客員研究員 飯田 祥子

はじめに

中国の歴史の中で、文字知識を持つ階層の広がり进行を考察する上で、重要な意味を持つ時代の一つが漢代である。戦国時代に形成された文書行政システムは、両漢時代の四〇〇年間に発展をとげ、文書行政をになう漢の官吏層にとって文字知識は不可欠のものであった。とりわけ後漢時代には儒家思想が広く学ばれ、書写材料として紙が使用され始めたことに見られるように、文字知識は社会のなかで深く浸透していった¹⁾。後漢時代に盛んに石碑が建てられたことも、何らかのメッセージを文字に表現して公開することに意義があった²⁾という点において、文字知識が社会の中で共有されたことを反映する。

しかしながら、従来、後漢時代の文字知識習得の様を直接に示す史料は十分ではなかった。石碑はいうまでもなく石に刻んだものであり、書き手の筆跡をそのまま伝えるものではない。また年代にも偏りが著しく、後漢中期までの例は多くない³⁾。漢代の一次史料として簡牘史料が存在するが、近年まで、西北辺境の軍事施設出土のものが圧倒的に多く、要塞や辺境での活動が詳細に知られる⁴⁾一方で、内地の状況は知りたいという問題があった。

ところが二〇一〇年に湖南省長沙市で後漢時代の簡牘史料群、五一広場東漢簡牘が発見された⁵⁾。報告書『長沙五一広場東漢簡牘』が(壺)(式)(参)(肆)(伍)(陸)まで刊行され、総数六八六二点中、二七〇〇点ほどの情報が公開されている⁶⁾。

五一広場東漢簡牘は、二世紀初頭、後漢和帝・殤帝・安帝の治世のものである。これまで史料に恵まれなかった後漢中期の、内地の史料であり、行政文書を多く含むことから、地方統治の実情を反映するものとして注目に値する。下級官吏の手によるものである点では、文字知識の担い手の活動を知る手がかりでもある。

ただし研究状況について言えば、特定の文書の復元と読解がさかんである一方で⁷⁾、史料群全体に関わる検討は十分ではない⁸⁾。その背景には、多くが文書の断片であるためもあるろう。一点につき数十文字という情報量を持ち、漢代文書に特徴的な文言が頻出し、比較的読みやすい簡が少なくないが、ほとんどは文書の一部分に過ぎない。まずは一件の文書の首尾を突き止めることに関心が集まるのは無理もない。しかし、史料群の文書の様式・形態を把握することなく、個々の断片をつなぎ合わせようとすれば、かえって理解に混乱をきたすおそれがある。

本稿では、すでに首尾を特定された文書に基づいて、五一広場東漢簡牘の上行文書の書式、文言や構造を整理する。現時点では、単独簡⁹⁾使用のものをふくめても、文書の首尾が特定されたものは多くないが、既知の史料の研究成果を手がかりに、基礎的な整理を行いたい。文書のうち上行文書をとりあげるのは、圧倒的に点数が多いためである。現在の史料状況に基づいて、文書の書式、構造や種類、形態との関係を整理し、今後公開史料が増加した時の備えとしたい¹⁰⁾。

本史料群は長沙郡臨湘県廷のものとする¹¹。既発表の史料を見るかぎり、一部、督郵治所を宛先とする文書があるものの¹²、大部分は県廷宛ての文書と見られる。臨湘県廷宛ての上行文書ならば、発信者は臨湘県に下屬する各種機関・県吏が中心となる。

漢代の文書では、発信者と受信者の関係に応じて文言が使い分けられる。上行文書に特徴的な文言は、書き出しの「敢言之（敢えて之を言う）」である¹³。五一広場東漢簡牘においても「敢言之」は頻出する。まずはこの文言を手がかりとして、上行文書の書式を整理し、それ以外の文言にも検討を加える。

一、冊書

「敢言之」の文言を含む文書の多くは、「兩行」と呼ばれる長さ 23 cm（一尺）、幅 3 cm ほどの簡に書かれる。これは一点に文字二行を書写し、複数を編綴して冊書とする簡であり、公的で格の高いものであるとされる¹⁴。五一広場東漢簡牘では、残念ながら編綴の紐はのこっておらず、冊書の形態を保持して出土した例は報告されていない¹⁵。書式を抽出するには、文書の首尾を確定せねばならないが、すでに総数の四割程度の史料が公開されたにもかかわらず、上行文書で冊書の首尾が特定されたのは、周海鋒の指摘する以下の四点のみである¹⁶。まずは周の指摘を参考に、文書を復元する¹⁷。

《文書 1》（図参照）

永初二年七月乙丑朔十九日癸未 桑郷守有秩牧佐躬助 佐鮪种敢言之廷下
 詔書曰甲戌詔書罪非殊 死且勿案驗立秋如故 去年雨水過多穀傷民(A)
 桑郷小官印

史 白開

七月 日 郵人以来

(B)

(2010CWJ1 ③:201-23 / 『式』 四一四 23.5*3.3cm)

飢当案驗選召輕微耗 擾妨奪民時其復假 期須收秋毋為煩苛書
 謹到牧躬鮪种惶恐叩頭 死罪死罪敢言之

(2010CWJ1 ③:201-11+201-26 / 『式』 四〇二十四一七 19.3*3.2cm,8.2*3.0cm)

桑郷言

詔書謹到書

(2010CWJ1 ③:201-7 / 『式』 三九八 23.5*3.2cm)

桑郷小官印。七月 日、郵人以来す。史 白開す。

永初二年七月乙丑朔十九日癸未、桑郷守有秩牧・佐躬・助佐鮪・种、敢えて之を言う。廷詔書を下して曰く「甲戌詔書、『罪の殊死に非ざるは、且く案驗する勿かれ。立秋もて故の如くせよ』とあり。去年雨水過多にして、穀傷つき民飢う。案驗に当り輕微を選召すれば、耗擾して民の時を妨奪す。其れ復た期を假し、収秋を須ち、煩苛を為す毋かれ」と。書謹みて到る。牧・躬・鮪・种、惶恐叩頭死罪死罪し敢えて之を言う。桑郷、詔書の謹みて到るを言うの書。

《文書 2》

永初四年正月丙戌朔十八日癸卯 東部勸農賊捕掾鄴游徼 夔叩頭死罪敢言之廷下
 詔書曰比年陰陽隔并水旱 饑饉民或流冗蛮夷 猾夏仍以發興姦吏 (A)

東部勸農賊捕掾王鄧名印

史 白開

正月 日 郵人以來

(B)

(2010CWJ1 ③:201-21 / 『式』 四一二 23.4*3.0cm)

並侵人懷怨愁天垂變
作布德行惠其勅有司

自秋尽冬訖無澍¹⁸ 沢憂 惶悼栗未知所寧方東
動作順之罪非殊死且 勿案驗立秋如故寬令

(2010CWJ1 ③:201-22 / 『式』 四一三 23.4*3.2cm)

数下廢不奉行苛虐之吏
他如詔書書到言鄧夔

犯令干時未有所徵 勉崇寬和敬若浩天
叩頭死罪死罪即日 奉得詔書尽力奉行

(2010CWJ1 ③:201-8 / 『老』 三九九 23.2*3.2cm)

鄧夔惶恐叩頭死罪

死罪敢言之

(2010CWJ1 ③:201-19 / 『式』 四一〇 23.4*3.1cm)

東部勸農賊捕掾鄧

言詔書謹到書

正月廿二日開

(2010CWJ1 ③:201-20 / 『式』 四一一 23.4*3.0cm)

東部勸農賊捕掾王鄧名印。正月 日、郵人以來す。史 白開す。
永初四年正月丙戌朔十八日癸卯、東部勸農賊捕掾鄧・游徽夔、叩頭死罪し敢えて之を
言う。廷詔書を下して曰く「比年陰陽隔（へだ）たり、並びに水旱饑饉す。民或は流
冗し、蛮夷夏を猾（みだ）す。仍（しき）りに発興するを以て、姦吏並びに侵す。人
怨愁を懷き、天変を垂らす。秋自り冬を尽き、訖（つい）に澍無し。憂惶悼栗して、
未だ寧んずる所を知らず。方（まさ）に東作するに、徳を布き恵を行わんとす。其れ
有司に勅し、動作之に順え。罪の殊死に非ざるは、且く案驗する勿れ。立秋もて故の
如くせよ。寬令数しば下るも、廢し奉行せず。苛虐の吏、令を犯し時を干し、未だ徵
（あか）す所有らず。勉めて寬和を崇び、敬（つつし）んで浩天に若（したが）え。
他詔書の如し。書到らば言え」と。鄧・夔、叩頭死罪死罪す。即日奉（つつし）みて
詔書を得、尽力して奉行す。鄧・夔、惶恐叩頭死罪死罪し敢えて之を言う。
東部勸農賊捕掾鄧、詔書の謹しみて到るを言うの書。 正月廿二日開く。

《文書 3》

永元十六年六月戊子朔廿八日乙 卯 広亭長暉叩頭死罪敢 言之前十五年男子由併
殺桑郷男子黄徽匿不覚 併同産兄肉復盜充丘男 子唐為舍今年三月不処(A)
広亭長毛暉名印

史 白開

六月 日 郵人以來

(B)

(2010CWJ1 ③:263-14 + 261-22 / 『式』 六六四+五四二 15.2*3.3cm,10.1*3.2cm)

日併肉各将妻子俱於郡下
年六月不処日為吏所捕

燔溪上士食湘中游徽 家田姓棋不処名到其
得暉叩頭死罪死罪 輒考問肉妻弄及

(2010CWJ1 ③:263-2 / 『式』 六五二 23.5*3.1cm)

併妻妃辞随夫家客田弄
小盜具位証左復処言暉

妃疑不知情暉謹詭具 任五人将婦部考実殺人
職事留遲惶恐叩頭 死罪死罪敢言之

(2010CWJ1 ③:263-5 / 『式』六五五 23.6*3.2cm)

広亭長暉言傳任將殺人賊由併

小盜由肉等妻婦部考実解書 六月廿九日開

(2010CWJ1 ③:263-4 / 『式』六五四 23.6*3.1cm)

広亭長毛暉名印。六月 日、郵人以來す。史 白開す。

永元十六年六月戊子朔廿八日乙卯、広亭長暉、叩頭死罪し敢えて之を言う。前の十五年男子由併桑郷男子黄徹を殺し、匿(のが)れ覚(あらわ)れず。併の同産兄肉、復た充丘の男子唐為の舎より盗む。今年三月不処日、併・肉各おの妻子を將い、俱に郡下の幡溪上に湘中の游徹の家に土食¹⁹し、田す。姓棋、名を処(つまび)らかにせず。其の年六月不処日に到り、吏の捕得する所と為る。暉、叩頭死罪死罪す。輒ち肉の妻弄、及び併の妻妃を考問するに、辞すらく、夫に随い家もて客し田す、と。弄・妃疑うらくは情を知らず。暉謹しみて詭し任五人を具(そな)え、將いて部に帰る。殺人・小盜の具位証左を考実すれば、復た処言す。暉、職事留遅し惶恐叩頭死罪死罪し敢えて之を言う。

広亭長暉、任を傳し、殺人賊由併・小盜由肉等の妻を將いて部に帰り、考実するの解を言うの書。 六月廿九日開く。

《文書 4》

延平元年正月己卯朔廿四 日壬寅守史勤叩頭死罪敢 言之前受遣調署伍長輒
与御門庾門逢門亭長充 徳等并力循行案文書史 黄條前皆署以書言輒復(A)
守史周勤名印 史白開

正月 日 郵人以來 (B)

(2010CWJ1 ③:264-176 / 『参』一〇二二 23.1*3.2cm)

覆核其未偏者復集 調□□右別入記如牒 尽力勅録悉令住構
榻有増咸復言勤奉使 留遅惶恐叩頭死罪 死罪敢言之

(2010CWJ1 ③:264-175 / 『参』一〇二一 23.1*3.3cm)

守史勤言調署

伍長人名数書 正月廿五日発

(2010CWJ1 ③: 264-196 / 『参』一〇四二 23.3*3.3cm)

守史周勤名印。正月 日、郵人以來す。史白開す。

延平元年正月己卯朔廿四日壬寅、守史勤、叩頭死罪し敢えて之を言う。前に遣を受け伍長を調署す。輒ち御門・庾門・逢門亭長充・徳等と并力して循行す。文書を案ずるに、史黄條前に皆な署し、書を以て言う。輒ち復た其の未だ偏(あまね)からざる者を覆核し、復た集調□□右に別ちて記を入ること牒の如し。尽力して勅録し、悉く構榻に住(とど)む。増咸(減)有らば復た言う。勤、奉使するに留遅して惶恐叩頭死罪死罪し敢えて之を言う。

守史勤、伍長を調署し人名数を言うの書。 正月廿五日発く。

以上の四文書は、①受信・開封記録欄、②本文、③標題の三部分から構成される^{*20}。

①受信・開封記録欄…冒頭簡B面

受信・開封の記録は、受信・開封者側が記録するものであり、本文と別筆であるはずである。ところが冒頭簡のA面とB面の筆跡は別筆であるとは考えがたい。かつ「月」「日」の間、「史」と「白」の間には空白があり、受信の日付や、「白開」を行った「史」の名は記されないままであり、受信・開封の記録として意味をなさない。

これについて唐俊峰²¹は「発信側が受信側にかわって先に開封記録を記入しておき、受信側は日付と開封者名を記入するだけとした」が、「空白のままとすることが常態であった」とする。両面が同筆で、肝心の情報を記入しない状態であることを説明するには、唐の解釈が妥当であろう。唐も指摘するように、受信日・開封者名は空白であり、《文書4》にいたっては、「史」の名を記入すべき空白すら設けられていない。発信者側では、文書を作成する段階で冊書冒頭簡の背面に封印の情報と、受信・開封の記録記入欄を書いておくことが、受信・開封者側では受信・開封の際に記入しないことが定式化していたと考えられる。

文字は一定の位置に配置される。両行簡は二本の紐によって編綴されるため、紐が横罫線の機能を果たして、上・中・下三段を構成する。上段には右に「○印」と左に「○月日郵人以来」が一行ずつ、中段中心軸上に「史 白開」が配置される。受信・開封記入欄は、受信・開封の記録としては意味をなさないが、一見して上行文書であることや、発信者・発信月がわかるものであったと考えられる。

②本文…冒頭簡A面～末尾簡

本文部分が発信年月日と発信者、「敢言之」からはじまる点は、居延・敦煌等辺境出土の西北漢簡と同じである²²。日付はいずれも「干支、朔、数字日、干支」と詳細に表記し、朔日の干支や数字の日付を省略することはない。「敢言之」には謙讓表現である「叩頭死罪」が加わることがある（《文書2》《文書3》《文書4》）。

書き止め文言も「敢言之」であるが、四例とも「敢言之」の前に主語として発信者名を明示し、「叩頭死罪」等の表現を加える。発信者が複数である場合（《文書1》《文書2》）、書き止めでも全員の名が連ねられる。西北漢簡と比較して冗長であるが、文書冊書の冒頭簡と末尾簡を特定する上では重要な手がかりとなる。

《文書2》《文書3》では本文の途中でもう一回、発信者名と「叩頭死罪」が繰り返される。これは文書の区切りを示すために用いられる文言であろう。《文書2》であれば「叩頭死罪敢言之」と「鄯善叩頭死罪死罪」によって区切られた「廷下詔書」から「他如詔書書到言」までは県廷発信の下行文書の節略引用であり、ここで引用が終わることを示す。

《文書3》では「前十五年」から「為吏所捕得」は、由氏兄弟が捕えられるまでの経緯を述べる。文書の用件は《文書2》であれば、「即日奉得詔書尽力奉行」であり、「書到言」の指示に応じた報告である。《文書3》は由氏兄弟の妻たちに対する尋問等の報告である。つまり区切り文言の「叩頭死罪」までは、この文書の用件である報告事項をなにゆえ報告するのかという、文書発信にいたる背景状況を説明する²³。

《文書1》は「廷下詔書」の到着を報告する。文書発信にいたる背景状況は《文書2》と違いはないようであるが、区切り文言の「叩頭死罪」は見られず、[背景状況説明]と[報告用件]の構造は明瞭にされない。区切り文言を使用して構造を明示するか否かの違いが

何に起因するのかは不明である。内容の複雑さや、発信者・受信者の関係などに応じて、ある程度の幅が許容されたことが想定できる²⁴。

③ 標題…標題簡

標題はやや小さめの文字で、両行簡の上段に二行、中心軸に寄せるように書かれる。[発信主体]「言」[報告用件概略]「書」からなり、見出しの役割を果たす²⁵。発信主体は《文書 1》では官署名、のこりの三点は発信者の官職名・名で示される。《文書 2》は二名の連名であるが、標題では筆頭者のみである。

《文書 2》《文書 3》《文書 4》では、標題の下に別筆で日付と、「開」「発」字が書かれる。これが実際の開封日の情報であろう。《文書 2》では、受信・開封記録欄は「正月日」、本文冒頭は「正月丙戌朔十八日癸卯」、標題の別筆は「正月廿二日」である。《文書 3》では「六月 日」、「六月戊子朔廿八日乙卯」、「六月廿九日」、《文書 4》では「正月 日」、「正月己卯朔廿四日壬寅」、「正月廿五日」であり、発信と開封の日付から同一の冊書と見なすことに無理はない。開封時には標題簡に開封日を記載するため、冒頭簡の受信・開封記録欄には日付を書き入れる必要がなかったのであろう²⁶。

編綴の順序は訓読の通りである。文意・文脈に無理はなく、発信主体と日付に矛盾がないことから、周海鋒の復元に問題がないことが確認できる。

簡の順序と収巻方法については、若干の説明が必要かもしれない。西北漢簡は一般に卷子本状に巻き込むことが想定され²⁷、長沙走馬楼呉簡の帳簿類もまた出土状況から卷子本状のまま廃棄されたと推測できる²⁸。それに対して、五一広場東漢簡牘の両行簡は折本状に畳んで移動され、保管されたと考えられる²⁹。なぜなら幅が3cm程度あり、西北漢簡の両行簡よりも幅広であり³⁰、細身の簡とは異なり巻き込むのは困難であるためである。また幅があるために、畳んで束にし、簡に紐をまわし結べば座りがよい。

収巻方法がこうであるならば、未開封状態では、冒頭簡 B 面の①受信・開封記録欄が一方の表紙となる。冊書を開くと②本文が冒頭簡 A 面の年月日から始まる。末尾簡まで続き、本文が完結したあとに、標題簡の③標題が続く。これを収巻後、外を向くように配置すれば、①受信・開封記録欄と③標題は表紙と裏表紙の役割を果たす。①と③の情報は、編綴の紐によって区切られる段を利用して一定の位置に配置されると同時に、視認性の点からも事務処理上の都合がよいと推測できる。

以上三点の冊書から、上行文書の構成要素を整理すると、

- ① 受信・開封記録欄（冒頭簡 B 面）：「○印」「○月・ 日、郵人以来」「史 白開」
- ② 本文（冒頭簡 A 面～末尾簡）：「元号年・月・干支朔・数字日・干支、官職・名（叩頭死罪）敢言之。（[背景状況説明]名・叩頭死罪死罪）[報告用件]、名（惶恐叩頭死罪死罪）敢言之」
- ③ 標題（標題簡）：「官署／官職・名、言[報告用件概略]書」（「月・数字日・開／発」）となる。

五一広場東漢簡牘の両行簡のなかには、冊書を復元できないものの、以上の書式と一致する冒頭簡は三〇点弱、標題簡は四〇点程度確認できる。また冒頭簡と標題簡で発信者が一致し、日付に矛盾がないことから同一の冊書と考えられる簡は数組確認できる³¹。

二、一簡完結文書

本章では簡牘一枚に文書の本文がおさまるものを見る。一枚で文書が完結するのは、幅の広い牘を用いるいわゆる単独簡がある。加えて冊書を構成する編綴簡であっても、本文が短ければ両行簡一枚におさまる。その場合でも、標題簡を伴うであろうし、添付書類があればそれらとも編綴され冊書を構成する。ただし、ここで見る編綴簡は標題簡や添付書類を特定できておらず、あくまで文書の本文部分のみである³³。

まずは両行簡サイズの簡一点におさまる文書をみておこう。

《文書 5》

永初七年八月乙丑朔十二日丙子 南郷有秩選佐均助佐褒敢言 之逢門里女子路英詣
□□□別 為戸謹爰書聽受如櫝選 均褒叩頭死罪敢言之
(2010CWJ1 ①:25-3 / 『壹』三六 22.2*2.6cm)

[報告用件]は「逢門里女子路英詣.....別為戸謹爰書聽受如櫝」で、二行目上段の判読できない箇所を含めても三〇文字程度であろう。「如櫝」とあり、添付書類があった。この文書は「櫝」の送り状と言える。このような短い報告でも、書き出し・書き止め文言はともに発信者三名の連名である³³。

《文書 6》

六月十七日辛亥臨湘令 守丞宮叩頭死罪敢言 之中部督郵
掾費掾治所謹写言宮惶 恐叩頭叩頭死罪死罪敢 言之 兼掾陳暉兼令史陳昭王賢 (A)
臨 湘 丞 印
待吏 白開

六月 日 郵人以来 (B)
(2010CWJ1 ③:263-32 / 『貳』六八二 23.2*3.3cm)

[報告用件]は「謹写言」のみである。冒頭が月から始まり、「干支朔」が見えないことから、中継転送文書であると考えられる³⁴。

B面の受信・開封記録欄は「史 白開」ではなく「待吏 白開」である。県廷あての文書の開封を担当するのが「史」であるのに対して、督郵治所あての文書は「待吏」が開封するのであろう。また A面に兼掾らの姓名が記載される。このように書記者の名前が列記されるのは、長吏発信の文書であるためであろう³⁵。

《文書 7》

永初三年正月壬辰朔 日 臨湘令丹守丞皓 敢言之謹移耐罪
大男張雄舒俊朱循 樂竟熊趙辞狀一編 敢言之 (A)
掾祝商獄助史黃護(B)

(2010CWJ1 ③:202-12 / 『貳』四三七 23.5*3.3cm)

臨湘県の受信文書ではなく、臨湘県発信の上行文書である。両行簡を使用し、筆跡は謹直であるが、日付が入っておらず、守丞の名「皓」がずれていることから、控えあるいは未発信の文書であろう³⁶。[報告用件]は「謹移耐罪大男張雄・舒俊・朱循・樂竟・熊趙辞狀一編」であり、送り状といえる。書き出し・書き止め文言は「敢言之」と簡潔で、謙讓表現は入らない。書き止め文言の主語は見えないが、「編」の後の空白は大きい。「丹皓」の二字か、少なくとも「丹」一字は入るのであろう。

《文書 8》

延平元年九月乙亥朔卅 日甲辰兼行丞事弘兼 獄史良叩頭死罪謹移
象人爰書一櫝敢 言之 (A)
兼行丞事区弘名印

史 白開
十月 日 郵人以來 (B)

(2010CWJ1 ③:266-186+284-213+264-252 /

『伍』一八五四+三〇八五+一〇九八 23.2*(1.7+1.6)cm)^{*37}

[報告用件]は「謹移象人爰書一櫝」である。書き出し文言は「叩頭死罪」のみで、「敢言之」が入らない^{*38}。また書き止め文言は「敢言之」のみで、発信者名が見えない。

《文書 9》

永元十七年四月甲申朔十二 日乙未書佐胡竇敢言 之願葆任效功亭長
胡詳不桃亡竇手書 敢言之 (A)

門下書佐□ 野 (B)

(2010CWJ1 ③:204 / 『式』四四一 23.4*3.0cm)

《文書 10》

永元十七年四月甲申朔十二 日乙未書佐陳訢敢言 之願葆任效功亭
長胡詳不桃亡訢手 書敢言之 (A)

金曹佐王史野 (B)

(2010CWJ1 ③: 264-274 / 『参』一一二〇 23.0*3.0)

二点とも書き出しでは発信者名が官職と姓名で示される。書き止め文言は「敢言之」である。[報告用件]はともに「願葆任效功亭長胡詳不桃亡某手書」である。上行文書の形態をとるものの、「不桃(逃)亡」を保証し、誓約・保証の証書といえる^{*39}。

編綴の紐掛け用の空白を設けており、冊書を構成していたはずである。B面は利用されるが、受信・開封記録欄ではない。また二点とも発信者は書佐であり、簡が外部から県廷に移動したとは考えにくい。

《文書 11》

直符左戸曹史謝宏書佐丞普符書 □ (A)

永初五年三月庚辰朔四日癸未直符左戸曹史謝宏書佐丞普敢言之直月三日循行寺□

尽其日夜無犯法当应举効者以符書属戸曹史陳就書佐文武敢言之 (B)

(2010CWJ1 ③:325-18 / 『選釈』七二 19.2*2.7cm)

《文書 12》(図参照)

直符戸曹史宋奉書佐丞譚符書 直月十七日 (A)

永初五年七月丁未朔十八日甲子直符史奉書佐譚敢言之直月十七日循行寺内獄司空倉

庫後尽其日夜無詣告当举効者以符書属戸曹史陳躬書佐李憲敢言之 (B)

(2010CWJ1 ③:325-1-26 / 『選釈』九七 23.0*2.5cm)

当直の吏の報告書である。簡は一般の両行簡よりもやや細身である。文字は比較的詰めて書かれており、一枚の簡で完結するように意識されたと考えられる。編綴紐掛け用の空白

は設けられていない。形状は両行簡に近いが、使用状況から単独簡と見なすべきであろう。

A面の記載は、標題に相当するだろう。《文書1》から《文書4》の標題と比較すると「言」がなく、[報告用件]の概略は述べられず、「符」のみで用を果たすようである。発信者名は筆頭者のみではなく、二名とも姓名が示される点でも、両行簡冊書の標題とは異なる。

本文書き出しの「敢言之」の主語は《文書11》では「官職・姓名」であるのに対して、《文書12》では「官職・名」である。書き止めではともに主語を書かない。

県廷内部で作成され、提出されたはずであり、受信・開封記録欄は存在しない。報告書の体裁を持つものの、当直勤務の証書と見ることもできる。

続いて大型の単独簡に記載されたものを見る。

《文書13》

●案都郷濇陽里大男馬胡南郷不処里区馮皆坐馮生不占書胡西市亭長今年六月……胡馮及汎所従□□

汝曹護我胡馮亥建可即俱之恭⁴⁰ 舍門汎令亥建馮入恭舍得一男子將出胡亥以將恭出門汎以所……建以所持矛刺恭背亥以□

建辜二旬内其時立物故汎胡建馮亥謀共賊殺人已殺汎本造計謀皆行胡……名数……馮□建格物故亥建及汎等別劾

永元十六年七月戊午朔十九日丙子曲平亭長昭効敢言之臨湘獄以律令從事敢言之

(2010CWJ1 ③:71-26 / 『壹』二五七 35.5*7.0cm)

《文書14》

案都郷利里大男張雄南郷匠 里舒俊逢門里朱循東 們里樂竟中郷泉陽里熊趙皆坐雄賊曹掾俊循史竟驂駕趙馭曹史馭卒李崇當為屈甫

証二年十二月廿一日被府都部 書逐召崇不得雄俊 循竟趙典主者掾史知崇當為甫要証被書召崇皆不以徵選為意不承用詔書

発覺得

永初三年正月壬辰朔

十二日壬寅直符戸曹史盛効敢言之謹移獄謁以律令從事敢言之

之

(2010CWJ1 ③:281-5 / 『陸』二一八七 46.7*6.9 cm)

木牘の右側にやや小さい文字で「案」から始まる文書、左側にやや大きめの文字で「敢言之」文書が書かれる。書き出しは「官職・名・効敢言之」で、書き止めは主語なしの「敢言之」と簡潔で、[報告用件]は短い。「案」の文書と、その送り状である上行文書が同一木牘上に書かれたと見ることができる。二点の字配りが共通していることから、この送り状一体型牘は、一定の書式に従うと考えられる。

《文書14》のみ、編綴紐の空白が設けられている。「謹移」と転送の文言が見えることから、この木牘に他の簡を編綴したと考えられる。

《文書15》

元興元年六月癸未朔六日戊子沮郷別治掾倫叩頭死罪敢言之倫以令

挙度民田今月四日倫將力田陳祖長爵番仲小史陳馮黃慮及蔡力

度男子鄭尤越節⁴¹ 張昆等流樊田力別度周本伍談昭田其日昏時力与男

子伍純争言闕力為純所傷凡創四所輒將祖仲等詣發所逐捕純不得尽
力与亭長李植并力逐捕純必得為故倫職事無状惶恐叩頭死罪死罪敢言之

・檄即日起賊廷 (A)

郵行

(B)

(2010CWJ1 ③: 264-294 / 『参』 一一四〇 29.6*6.7cm)

A 面最終行に「檄」とある⁴²。本文は「元号年・月・干支朔・数字日・干支、官職・名・叩頭死罪敢言之。[報告用件]、名・職事無状惶恐叩頭死罪死罪敢言之」の構造・文言を持つ。本文の構造・文言は、両行簡冊書本文のそれと違いはない⁴³。

本章では、五一広場東漢簡牘の上行文書のうち、本文自体は一枚の簡で首尾が完結するものを整理した。

《文書 5》から《文書 8》は送り状や中継転送文書で、[報告用件]が簡潔であるため、本文が一枚におさまっていた。《文書 13》《文書 14》は、「案」文書と同一の牘に書かれ、上行文書は送り状の役割を果たす。

《文書 9》から《文書 12》は両行簡サイズ一枚におさまる上行文書であるが、外部から県廷にもたらされる報告書ではないだろう。《文書 9》《文書 10》は他者の「不桃亡」を保証する証書である。《文書 11》《文書 12》は当直に従事したことを証明する役割を持つ。県廷内において口頭で報告することが可能な事項であるが、文書にして提出することに意義があったのであろう。四点とも発信者の姓名を明記するが、証拠能力を持つ文書として、発信者、つまり責任者を厳密に示す必要があったと考えられる。

[報告用件]が複雑なものは《文書 15》の檄のみであるが、その本文自体からは冊書の文書との違いを見出しがたい。

三、「白」文書

「敢言之」の文言を持つ上行文書は、一・二章の通りであるが、上行文書には「白」の文言を持つものがある。そのうち木牘にかかれた八点は本文の首尾を確認することができる⁴⁴。「白」は書信由来の文言であり、前漢後半期には公文書にも広く用いられ、三国時代に継承されることはすでに指摘されている⁴⁵。

《文書 16》

昭陵待事掾逢延叩頭死罪白即日得府決曹侯掾
西部案獄涂掾田卒史書当考問縑会劉季興周豪
許伯山等謹白見府掾卒史書期日已尽願得吏与并 (A)

力考問伯山等唯

明廷財延愚戇惶恐叩頭死罪死罪

七月八日壬申白 (B)

(2010CWJ1 ③:129 / 『壹』 二九一 23.1*3.9cm)

《文書 17》

南郷有秩選叩頭死罪白●教署故都亭長区昭劇郷佐案南郷佐鄧信
叔離郷□□輩邑下人民方今曹丞正卒未具須得有謀略吏職各有(A)

□□□任離鄉□願請昭与并力唯
廷選惶恐叩頭叩頭死罪死罪……

十月十五日庚午白(B)

(2010CWJ1 ③:132 / 『壹』二九四 23.2*3.8cm)^{*46}

《文書 18》

待事掾王純叩頭死罪白男子黃倂前賊殺男子左建亡与殺人宿命賊郭幽等俱
強盜女子王綏牛癸覺純逐捕倂幽倂幽不就捕各拔刀戟矛与純相刺擊純格殺
倂幽到今年二月不处日純使之體陵追逐故市亭長慶睦不在倂同產兄宗宗弟禹
将二男子不处姓名各摻兵之純門司候純三月不处日宗禹復之純門今月十三日(A)
禹於純對門李平舍欲殺純平於道中告語純純使弟子便歸家取刀矛自抹
禹度平後落去倂禹仇怨奉公純孤單妻子羸弱恐為宗禹所賊害唯
明廷財省嚴部吏考實宗禹与二男子謀議刑執純愚戇惶恐叩頭死罪死罪
今為言今白

四月廿二日白(B)

(2010CWJ1 ③:169 / 『壹』三三六 23.1*4.3cm)

《文書 19》(圖參照)

兼辭曹史勲叩頭死罪死罪勲蒙恩在職過惡日聞無已自效勲叩頭叩頭
死罪死罪伏見功曹以今月除 // 故史熊趙 // 昨署守史除缺願得持趙除勲小人(A)
愚戇惶恐叩頭死罪死罪

正月十二日白(B)

(2010CWJ1 ③:233 / 『貳』四八二 23.0*3.6cm)

《文書 20》(圖參照)

理訟掾伉史宝御門亭長広叩頭死罪白
廷留事日男子陳羌自言男子董少從羌市馬未畢三千七百留
事到五月詭責治决处言伉宝広叩頭死罪死罪奉得留事輒召 (A)
少不得実問少比舍男子張孫候卒張尊辭少七月廿八日拳家辟則
輒与尊孫集平少所有什物直錢二千七百廿与羌尽力曉諭少出与
羌校論謹籍少所有物右別如牒少出辞有增異復言伉宝広惶恐
叩頭死罪死罪

八月十二日丁巳白 (B)

(2010CWJ1 ③:325-4-43 / 『選積』四九 23.6*3.7cm)

《文書 21》

兼左部賊捕掾勤叩頭死罪白案故事橫溪深内匿^{*47}常恐有小癸置例亭
長禁姦從間以来省罷方今民輸租時間濇陽鄉民多解止橫溪入梟輸
十一月六日開 (A)
租或夜出梟歸主人恐姦猾昏夜為非法姦情難知願置例亭長一人禁絕姦
人益為便唯
廷勤愚戇職事無狀惶恐叩頭死罪死罪

●十一月五日甲申白 (B)

(2010CWJ1 ③:266-124 / 『伍』一七九二 23.9*3.7 cm)

《文書 22》

下渚有

従掾位翁叩頭死罪白前記言乞身為大父霸治冢郭未蒙聽遣父霸
冢有三喪卜定筮日宜以四月当豫定郭処扁旁及郭具須翁為

案 存

(A)

成願得假日定具所当得不敢出月卅日恩唯
明廷財蒙決教翁惶恐叩頭死罪死罪

二月三日白 (B)

(2010CWJ1 ③:268-1 / 『陸』 二一七〇 23.2*3.8 cm)

《文書 23》

兼逢門亭長徳叩頭死罪白前行古^{*48} 当月廿九日旦齋詣曹徳

所部師漕丘男子区撫殺丘晏徳詣発所以故不齋詣曹不 (A)

知徳有解適出卒一人作官寺願蒙列理乞適恩唯

明廷徳愚贛惶恐叩頭死罪死罪

三月九日丙戌白(B)

(2010CWJ1 ③:282-308 / 『陸』 二四九六 23*4 cm)

いずれも木牘の両面を使用し、謹直な筆跡で書かれる。編綴用の空白は設けられず、B面最終行左下端に日付が配される。《文書 19》は幅 3.6 cmで両行簡とさほどかわらず、二行書かれているが、紐の空白を設けない。詰めれば全文を A 面に二行または三行で書くこともできそうだが、B面にまで続き、日付を左下端に置き、《文書 16》等と字配りが共通する。「白」文書の字配りには一定の書式があり、《文書 19》がそれを意識して書かれたことはあきらかである。《文書 21》は B面に紐の痕跡がのこることを『伍』按語が指摘し、明らかに編綴されていたはずであるが、字配りにおいては編綴用の空白を設けていない。

「官職・名」または「官職・姓名」、「叩頭死罪白」からはじまり^{*49}、[報告用件]が述べられ、「名」と「惶恐叩頭死罪死罪」等で結ばれ、左下端に「月・数字日」または「月・数字日・干支」と「白」が配置される。《文書 19》《文書 20》は途中で「名・叩頭死罪」等の区切り文言が入る。

前章までに見た「敢言之」の文書と比較すると、

- ①書き出しの文言が「敢言之」から「白」にかわる。
- ②発信の日付が書き出しにはなく、末尾に置かれる。年と「干支朔」は記載されず、「月・数字日」または「月・数字日・干支」となる。
- ③書き止め文言は「敢言之」ではなく、「惶恐叩頭死罪死罪」等で結ばれ、末尾の日付の後に「白」が置かれる。

といった違いを指摘することができる。

他方、謹直な筆跡や、発信者が官名と名を称する点、「(明) 廷」で平出する点、書き止め文言でも主語として発信者名を示す点などは「敢言之」文書と共通し、書信との違いは明白である^{*50}。

比較的複雑な《文書 20》を見ておこう。発信者は理訟掾の仇、史の宝、御門亭長の広

の三名である。A面三行目の区切り文言「叩頭死罪死罪」、B面三行目の書き止め文言「惶恐叩頭死罪死罪」では、主語は「仇、宝、広」の連名である。区切り文言の前の[背景状況説明]では、「廷留事」を「処言（処（つまび）らかにして言え）」まで引用する。これは《文書 2》の「廷下詔書」から「書到言」と同一の構造である。区切り文言の後では、「奉得留事」とあり、「廷留事」の指示に基づいて発信者たちが職務にあたったことを報告する。《文書 2》での「即日奉得詔書」以下の[報告用件]に相当する。《文書 20》を見るかぎり、「白」文書と「敢言之」文書は互換性があるようである。

また「謹籍少所有物右別如牒」によれば、この文書には別に添付書類があったと考えられる。ただし、添付書類と編綴するための空白は設けられていない。「白」文書では、書式として空白を設けないようだ。

「白」字を用いた上行文書として長沙走馬樓呉簡木牘文書が知られている。伊藤敏雄は「叩頭死罪白」文書木牘とよび、その特徴を

冒頭が官職名・姓名の後に「叩頭死罪白」で始まり、「被～敕」という文言があって、文末が「誠惶誠恐、叩頭死罪死罪」で終わり、木牘末尾が日付と「白」で終わっていると整理する⁵¹。《文書 16》から《文書 23》では、冒頭では官職名・名と官職名・姓名の両方が見られ、「叩頭死罪」につく謙讓表現に違いはあるが、末尾はほぼ共通する。

相違点としては、呉簡よりも[背景状況説明]と[報告用件]の構造が明瞭にされることがある。呉簡の「被某敕」の部分は「言」（言え）でいったん結び、「案文書」以下で報告を述べる。文書が[背景状況説明]と[報告用件]から構成される点では《文書 19》《文書 20》と同じであるが、間に区切り文言を用いない。また伊藤は呉簡では編綴され、送り状を兼ねるという特徴を指摘している。紐の空白を設けず、両面を利用する単独簡の特徴を持つ五一広場東漢簡牘の「白」文書とは、この点で大きく異なる。

むすびにかえて

以上、本文の首尾が完結した 23 点の上行文書の文言や形態的特徴を見てきた。23 点の概要は後掲の附表（「五一広場東漢簡牘上行文書一覧」）の通りである。自明のことを指摘するにとどまり、特徴の持つ意味は説明できていない。

仮に書き出し・書き止め文言と、発信者名の表記に基づいて整理すれば、以下の様に分類できる。

	文言	書き止め 発信者名	書き出し 発信者名	文書例	使用状況
上行 文書	「敢言之」	無し	名	8,12,13,14	単独・編綴
			姓名	9,10,11	単独・編綴
	「白」	有り	名	1,2,3,4,5,6,7,15	単独・編綴
			姓名	16,18	単独

書信由来の「白」字がしだいに公文書文言化してゆくことが注目されるが⁵²、五一広場

東漢簡牘では「白」は上行文書文言であり、「白」文書の書式が確立している。上行文書文言の変遷を、仮に西北漢簡の「敢言之」文書を起点とし、走馬樓呉簡の「叩頭死罪白」文書を終点とすれば、中間に五一広場東漢簡牘の文書を配置することができる。なかでも、《文書 12》《文書 13》等のような「敢言之」を謙讓表現で修飾せず、書き止めで主語を示さない簡潔なものは西北漢簡の「敢言之」文書に近い。呉簡の「叩頭死罪白」文書に近いのが、《文書 16》等の「白」文書である。「白」文書と簡潔な「敢言之」文書との中間に、主語を再出させ謙讓表現が煩雑な「敢言之」文書がある。

「白」文書と「敢言之」文書がどう使い分けられるのかが問題になるが、現時点では不明である。書き出し、書き止めの発信者名の表記についても、示すもの、示さないもの、名のみ示すもの、姓名で示すものがあるが、それにどのような違いがあるのかは説明しがたい。「敢言之」文書のうち、《文書 9》《文書 10》《文書 11》が発信者の姓名を明記するのは、責任者を明示するためと推測できる。ただし《文書 11》と同じ「符書」である《文書 12》では、本文の発信者は名のみであり、書式として姓名を明記するのか、何らかに姓名が特定できればよいのかは不明である。

また「敢言之」文書の中でも謙讓表現の繁簡にはバリエーションがある。送り状や当直報告のように、比較的ルーチンな業務に関わる文書では、謙讓表現は多用されないように思われる。一方、[報告用件]が複雑な内容を持つ文書では、煩雑な表現になる傾向がある。複雑な用件ほど発信者の側に謙讓せねばならない事情があるためであろうが、発信者と受信者の関係も影響していることが予想される。

「敢言之」文書であれ、「白」文書であれ、字配りが定型化し、文言が冗長で煩雑である傾向が認められる。発信者が過剰にへりくだり、受信者との上下関係を意識強調させることが、書式のなかで成立しているとの印象をうける。

ただし、このような書式の確立の背景には、事務処理上の便宜ゆえの可能性も想定すべきかもしれない。「名・叩頭死罪死罪」を区切り文言として入れることで、文書の構造と発信にいたる背景状況は、受信者にとって理解しやすくなる。また錯簡・脱落が生じた際に、文言を手がかりに文書を回復することもできよう。冊書の受信・開封記録欄と標題の並存、字配りの定式化は、発信者側にとっては手間ではあるが、受信者は一見すれば文書の性質・概要を知ることができる。多くの冊書を処理する場においては都合がよい。

このような点から、文書の作成発信と受信処理の場には、細かなマニュアルが存在したと考えられる。五一広場東漢簡牘の文書は、マニュアルに照らして書かれ、マニュアルに照らして処理されることが想定されていたと考えることができる。現代においても、複雑な業務を一定の水準で処理することが要求される場で、未だ熟達しない多数の従事者に向けてマニュアルが整備作成されることを想起すれば、後漢中期の臨湘県においても、マニュアルを頼りに、現場で文書行政の実務に熟達してゆく吏たちの姿を想定することができる。また《文書 2》では「廷下詔書」を、《文書 20》では「廷留事」を[背景状況説明]として引用した上で、[報告用件]を述べていた。末端の機関で実務にあたる発信者たちは、上級機関から下された文書を引用再録することで、その語彙や表現にふれ、習い、我が物としていった可能性がある⁵³。

後漢時代の下級官吏らは、実務の場において、文書を作成・処理することで、文字知識や文章表現能力を体得していった。史料の公開状況の進展に応じて、より踏み込んだ書式

の解明を期するとともに、官吏の業務を通じた文字知識習得の在り方を検討してゆきたい。

附記

本稿は『龍谷史壇』一五一・一五二号、二〇二一年掲載の同名論文に、新たな公開史料による知見を加え、加筆修正を施したものである。

JSPS 科研費 19K01027 の助成を受けたものである。

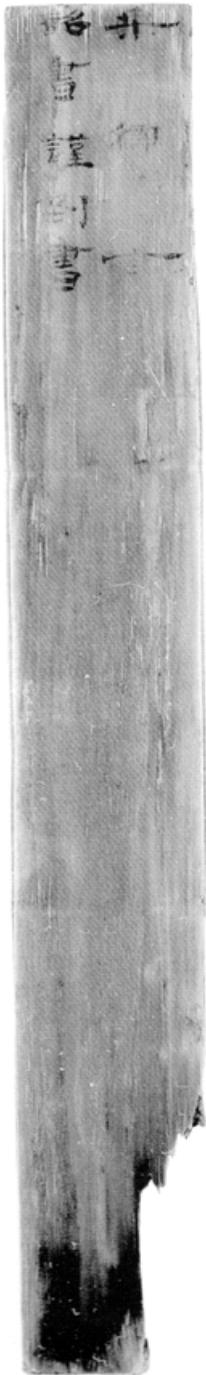
図《文書1》

『卷』三九八

『式』四〇二+四一七

『式』四一四 (A)

『式』四一四 (B)



図《文書 12》
『選釈』九七

永初丁未七月丁未朔十八日甲子
 其日衣無計古當察初者以好書
 戶書史陳鄭書在軍電敢書以
 其日衣無計古當察初者以好書
 戶書史陳鄭書在軍電敢書以

皇行戶書史申奉書在丞禮行書
 宣月十七日

図《文書 19》
『式』四八二

愚慙惶恐叩頭死罪死罪
 宣月十二日白

無辭書史勳叩頭死罪死罪
 死罪死罪伏見功書以今月降故
 文趙趙正署守史除越領得持
 趙除勳小人

圖《文書 20》

『選釈』四九

此語極低也實御門高是廣
白
留事日易子陳羌自言易子蓋少茂美市馬未事三十七百箇
事對人施圖始汝夫言阮寶廣即頭死現元銀本河箇事概也

少不月眉周少比舍易子
凡輕煩卒從專詳少七
廿八日紫蒸祥
與專陸集平少
有什積真親二
廿七
廿八
廿九
廿十
廿十一
廿十二
廿十三
廿十四
廿十五
廿十六
廿十七
廿十八
廿十九
廿二十
廿二十一
廿二十二
廿二十三
廿二十四
廿二十五
廿二十六
廿二十七
廿二十八
廿二十九
廿三十
廿三十一
廿三十二
廿三十三
廿三十四
廿三十五
廿三十六
廿三十七
廿三十八
廿三十九
廿四十
廿四十一
廿四十二
廿四十三
廿四十四
廿四十五
廿四十六
廿四十七
廿四十八
廿四十九
廿五十
廿五十一
廿五十二
廿五十三
廿五十四
廿五十五
廿五十六
廿五十七
廿五十八
廿五十九
廿六十
廿六十一
廿六十二
廿六十三
廿六十四
廿六十五
廿六十六
廿六十七
廿六十八
廿六十九
廿七十
廿七十一
廿七十二
廿七十三
廿七十四
廿七十五
廿七十六
廿七十七
廿七十八
廿七十九
廿八十
廿八十一
廿八十二
廿八十三
廿八十四
廿八十五
廿八十六
廿八十七
廿八十八
廿八十九
廿九十
廿九十一
廿九十二
廿九十三
廿九十四
廿九十五
廿九十六
廿九十七
廿九十八
廿九十九
三十

一月十二日巳日

注

- *1 富谷至『文書行政の漢帝国—木簡・竹簡の時代—』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）。
- *2 角谷常子「後漢時代における為政者による顕彰」（『奈良史学』二六、二〇〇九年）。
- *3 年代のわかるものは七割近くが桓帝・靈帝時代のものであるとされる。角谷常子「秦漢時代の石刻資料」（『古代文化』四三・九、一九九一年）。
- *4 初山明『増補新版 漢帝国と辺境社会—長城の風景—』（志学社、二〇二一年）等。
- *5 飯田祥子「長沙五一広場東漢簡牘郡太守府発信文書訳注稿」（『龍谷大学論集』四九〇、二〇一七年）、飯田祥子「『長沙五一広場東漢簡牘（壹）（貳）』—後二世紀初、中国長沙における火葬事例の紹介を兼ねて—」（『龍谷史壇』一五〇、二〇二〇年）参照。
- *6 ただし、墨跡が確認されていない簡については、サイズが記載されるのみである。なお史料の情報と略称は以下のとおりである。
- 「簡報」：長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一広場東漢簡牘発掘簡報」（『文物』二〇一三・六）。
- 「選釈」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘選釈』中西書局、二〇一五年。
- 「壹」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘（壹）』中西書局、二〇一八年。
- 「貳」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘（貳）』中西書局、二〇一八年。
- 「參」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘（參）』中西書局、二〇一九年。
- 「肆」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘（肆）』中西書局、二〇一九年。
- 「伍」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘（肆）』中西書局、二〇二〇年。
- 「陸」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘（肆）』中西書局、二〇二〇年。
- *7 例えば 2010CWJ1 ③:198-4 / 『壹』三六七などの朱宏なる人物に関わる簡の集成と復元はさかんである。ウェブサイト「簡帛網」（<http://www.bsm.org.cn/>）掲載論考だけでも、周海鋒「〈長沙五一広場東漢簡牘【壹】選讀〉2018-12-26、張亜偉「五一広場東漢簡"左倉曹史朱宏、劉宮、卒張石、男子劉得本【事]"簡冊復原」2019-04-30、温玉冰「朱宏、劉宮臧罪案復原研究」2020-06-09、崔啓龍「五一広場簡"朱宏、劉宮臧罪案"簡冊復原再議」2020-06-20がある。
- *8 高村武幸「長沙五一広場後漢簡牘の概観」（伊藤敏雄・関尾史郎『後漢・魏晉簡牘の世界』汲古書院、二〇二〇年）に指摘がある。
- *9 角谷常子「簡牘の形状における意味」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年）、「木簡使用の変遷と意味」（角谷常子編『東アジア木簡学のために』汲古書院、二〇一四年）。高村武幸「秦・漢時代の牘について」（二〇一三年初出。『秦漢簡牘史料研究』汲古書院、二〇一五年）参照。
- *10 なお本稿でいう首尾が特定された文書とは、一連の発信者、発信日、書き出しならびに書き止め文言の記載が確認できるものをいう。文書の中には他の文書や簿籍を添付して成立する、あるいは他の文書の中継転送するもののように複合的な構造を持つものもある。この場合、「一連の発信者、発信日、書き出し、書き止め文言の記載」からなる文書は、複合的な構造を持つ文書全体における一部にすぎず、それだけで独立して機能するものではない。しかし本稿では文言の整理を行うことを優先するため、ひとまずこの最小の単位を一件の文書と見なす。
- *11 陳偉「五一広場東漢簡牘属性芻議」（簡帛網 2013-09-24）。
- *12 2010CWJ1 ③:263-32 / 『貳』六八二（後掲《文書6》）。
- *13 京都大學人文科学研究所簡牘研究班編『漢簡語彙—中国古代木簡辞典—』（岩波書店、二〇一五年）。

- *14 角谷常子「簡牘の形状における意味」。
- *15 廃棄に先立ち紐が外されていた可能性を想定すべきかもしれない。一部の竹簡では紐の痕跡らしき繊維が確認できる(2010CWJ1 ①:25-25 / 『壺』五六)。また木牘の 2010CWJ1 ③:266-124 / 『伍』一七九二(後掲《文書 21》)に、紐の痕跡があることは『伍』按語が指摘している。
- *16 周海鋒「《長沙五一広場東漢簡牘》文書復原舉隅(一)」(簡帛網 2018-12-26)、「《長沙五一広場東漢簡牘》文書復原舉隅(二)」(簡帛網 2020-04-17)。
- *17 史料には原則的に『壺』等の積文に従う。書式を示すため、簡の字配りをできるだけ反映する。また斜体は別筆をあらわす。
- *18 『式』図版および積文では、「𠄎」編に「豆」と「寸」。「澍」に置き換えた。
- *19 「士食」の語義は不明。周海鋒は「游食」とするが、根拠は示さない(「《長沙五一広場東漢簡牘》文書復原舉隅(一)」)。仮に「士」は「仕」で、「仕え食(やしな)わる」と解した。
- *20 ただし《文書 4》は、簿籍が添付されていた(「如牒」)。周海鋒「《長沙五一広場東漢簡牘》文書復原舉隅(二)」は該当する一一点の竹簡を指摘している。
- *21 唐俊峰「東漢早中期臨湘県の行政決定過程—以五一広場東漢簡牘為中心—」(黎明釗・馬增榮・唐俊峰『東漢的法律・行政与社会—長沙五一広場東漢簡牘探索』三聯書店(香港)、二〇一九年)一四七—一四八頁。
- *22 大庭脩『木簡』(学生社、一九七九年)は冊書の原形を保った上行文書の例として、居延漢簡 57. 1 「永光二年三月壬戌朔己卯、甲渠士吏彊以私印行候事、敢言之。候長鄭赦父望之、不幸死。癸巳予赦寧。敢言之」を紹介する。この冊書は前漢元帝期、前四二年のものである。
- *23 報告の文書が、下された命令を引用再録することは鷹取祐司「『前言解』の意味と尋問命令の再録」(『秦漢官文書の基礎的研究』汲古書院、二〇一五年)に詳しい。
- *24 《文書 1》と同一の「廷下詔書」の下達を承け、文書の到達を報告する「永初二年七月乙丑朔廿七日辛卯北部賊捕掾向游徵汎叩頭死罪敢言之廷下詔書曰告隸校尉部刺史甲戌詔書罪非殊死且勿案驗立秋如故(A)北部賊捕掾烝向名印 七月 日 郵人以來 史 白開(B)」(2010CWJ1 ①:115 / 『壺』一二八)がある(周海鋒「《長沙五一広場東漢簡牘》文書復原舉隅(一)」の指摘)が、引用された「廷下詔書」は《文書 1》と若干の相違がある。引用の仕方には幅があったと考えられる。
- *25 居延新簡「駒罷勞冊書」の EPF22.186 は、「甲渠言」からはじまり、簡の上部に二行書きされ、文言や字配りが共通する。粉山明はこれを「文面からみて冊書全体の『内容見出し』であろうと考えられる」とする(「居延出土の冊書と漢代の聴訟」一九九五年初出。『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年)。
- *26 ただし《文書 1》は標題簡に日付の記入はない。標題簡の中には、日付の記入のあるものとないものがある。
- *27 富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代—書記の文化史—』(岩波書店、二〇〇三年)。ただし井上亘「『冊書』の書誌学的考察—中国古代における情報処理の様態—」(『古代文化』五四—三、二〇〇二年)は冊書の収巻方法を折り畳む「蛇腹式」とする。
- *28 走馬樓簡牘整理組『長沙走馬樓三国吳簡・竹簡(壺)』(文物出版社、二〇〇三年)等に掲載された「示意図」を参照。
- *29 両行簡一般の収巻方法については、飯田祥子「『長沙五一広場東漢簡牘(壺)(式)』—後二世紀初、中国長沙における火葬事例の紹介を兼ねて—」でも言及した。
- *30 高村武幸は簡牘の形状を分類する研究のなかで、二行書きの簡の「目安」として幅約一五～二九

mm程度という数値を挙げている（「中国古代簡牘の分類について」二〇一二年初出。『秦漢簡牘史料研究』）。

*31 2010CWJ1 ③:266-3 / 『肆』一六七一と 2010CWJ1 ③:256 / 『弑』五〇七、2010CWJ1 ③:265-129 / 『肆』一三八三と 2010CWJ1 ③: 264-272 / 『參』一一一八など。

*32 2010CWJ1 ①:4 / 『壹』四も一枚の簡牘に本文がおさまる文書であろうが、断簡である。また 2010CWJ1 ③:325-1-140 / 「簡報」例五は下行文書で、上行文書を引用する。もとの上行文書の本文をかなり留めていると推測されるが、引用であるため、首尾を備えた上行文書の例と見るのはためらわれる。よってこの二例は検討から除外した。なお冊書と違い、文脈が一貫するのは自明であるので訓読は行わない。

*33 B面の記載は報告されていない。受信・開封記録欄があったが、状態が悪く確認できないのではないだろうか。

*34 B面に受信・開封記録欄がある。この簡を冊書の二枚目以降の簡とすると、収巻した状態ではB面がかくれ、受信・開封記録欄が用をなさない。あるいは冒頭簡として配されたのではないか。中継転送文書であっても、発信の主体となるのは、被中継転送文書の発信者ではなく、中継転送文書の発信者であり、それを明記した受信・開封記録欄が冊書の表紙となるように編綴したと考えることができる。

*35 同様の記載は、上行文書では 2010CWJ1 ③:202-12 / 『弑』四三七（《文書7》）、下行文書では 2010CWJ1 ③:261-57 / 『弑』五七六、2010CWJ1 ③:325-1-140 / 「簡報」例五等に見られる。

*36 邢義田「漢代簡牘公文書の正本、副本、草稿和簽署問題」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』八二-四、二〇一一年）。

*37 長さは一〇九八簡、幅は一〇九八簡と一八五四簡の合計である。

*38 他に「象人」「爰書」の送り状と考えられる簡に 2010CWJ1 ①:110 / 『壹』一二三がある。ここでは書き出し文言は「叩頭死罪敢言之」であり、《文書8》で「叩頭死罪」のみであるのは書式によるものではなく、書き漏らしである可能性が高い。

*39 「手書」とあるが、筆跡が酷似し、日付も同一である。胡詳を保任する各人自筆の「手書」の写しであろうか。またある人物の「不逃亡」を保証する内容を持つ簡として、2010CWJ1 ③:261-3 + 261-13 / 『弑』五二六+五三四等があるが、上行文書の書式ではなく、封泥匣を持つ。

*40 『壹』の積文は「老」。『參』2010CWJ1 ③:264-308+172 / 一〇一八+一一五四の按語「一、二卷中与『恭』字形相相同的字，原积為『老』，或皆应改积為『恭』字」と図版により、この簡の「老」は「恭」に改めた。

*41 『參』図版および積文では、「節」と「衣」からなる一文字である。「節」に置き換えた。

*42 この簡については、角谷常子「木簡使用の変遷と意味」、鷹取祐司「漢代官文書の種別と書式」（『秦漢官文書の基礎的研究』）注31参照。

*43 西北漢簡の下行文書の書式「書」と「記」がともに檄にも書かれることが想起される。鷹取祐司「漢代官文書の種別と書式」参照。

*44 2010CWJ1 ②:60 / 『壹』二〇九も同じ書式に属するであろうが、B面がほとんど判読できないので検討から除外した。

*45 高村武幸『秦漢簡牘史料研究』、角谷常子「木簡使用の変遷と意味」。

*46 『壹』は編綴用の空白があるように積読する。習書に再利用されたようで文字が見分けにくいのが、図版では空白は明瞭ではなく、積文の空白の位置はA・B面で一致しない。それゆえ空白は存在しないと考える。

*47 『伍』 図版、および積文では「匚」と「右」からなる一字である。『伍』 按語によって「匱」に置き換えた。

*48 『陸』 図版、および積文では「厂」と「古」からなる一字である。「古」字に置き換えた。

*49 ただし《文書 19》は書き出しの「叩頭死罪死罪」が「白」字を欠く。書き止め・日付は他の「白」文書と一致するので、「白」文書と見なした。

*50 書信には 2010CWJ1 ①:3 / 『壹』 三、2010CWJ1 ③:207-1 / 『弍』 四五三、2010CWJ1 ③:211 / 『弍』 四五八がある。2010CWJ1 ①:3 / 『壹』 三については五一広場東漢簡牘研究会「長沙五一広場東漢簡牘訳注稿(一)(『壹』一～一二) 暫定版」(HP「五一広場東漢簡牘研究会」<https://goitnokai.jimdofree.com/>二〇二〇年八月八日公開) 参照。

*51 伊藤敏雄「長沙呉簡中の『叩頭死罪白』文書木牘」(伊藤敏雄・窪添慶文・関尾史郎編『湖南出土簡牘とその社会』汲古書院、二〇一五年) 三五頁。

*52 高村武幸『秦漢簡牘史料研究』。

*53 富谷至は識字能力に「(A) 自分の名前を含めて日常生活で使う文字は習得している、(B) 役所からの通知(公文書)の内容が理解でき、また書式に従って公文書を作成できる、(C) 書籍の読解に問題なく、また知識人として典拠をふまえた文章を書くことができる」といった三段階を想定し、文書行政において要求される能力を(B)とする(富谷至「中華世界の重層環節 その第一幕」『岩波講座 世界歴史 5 中華世界の盛衰 ～4世紀』岩波書店、二〇二一年)。五一広場東漢簡牘の上行文書作成者も基本的には(B)段階であると想定できる。一方、彼らが受信した指示命令の下行文書は、(C)段階のものによるものを含む。《文書 1》《文書 2》は、詔書を引用する県廷からの下行文書を節略引用していた。上行文書作成者には、典拠をふまえた複雑な指示命令の下行文書を読解し業務を遂行するだけでなく、的確に節略引用する能力も求められていた。

附表 「五一広場東漢簡牘上行文書一覽」

	簡番号/整理番号	上行文書文言	日付	標題	添付・転送	簡の使用
文書 1	2010CWJ1 ③ :201-23 / 『式』 四一四	官職・名・敢言之、4名 名・惶恐叩頭死罪死罪敢言之、4名	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	官署・言…… 書		編綴(三簡一冊、 紐空白)
文書 2	2010CWJ1 ③ :201-21 / 『式』 四一二	官職・名・叩頭死罪敢言之、2名 名・叩頭死罪死罪、2名 名・惶恐叩頭死罪死罪敢言之、2名	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	官職・名・言 ……書		編綴(五簡一冊、 紐空白)
文書 3	2010CWJ1 ③:263-14 + 261-22 / 『式』 六 六四+五四二	官職・名・叩頭死罪敢言之 名・叩頭死罪死罪 名・職事留遲惶恐叩頭死罪死罪敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	官職・名・言 ……書		編綴(四簡一冊、 紐空白)
文書 4	2010CWJ1 ③ :264-176 / 『参』 一〇二二	官職・名・叩頭死罪敢言之 名・奉使留遲惶恐叩頭死罪死罪敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	官職・名・言 ……書	如牒	編綴(三簡一冊、 紐空白)
文書 5	2010CWJ1 ① :25-3 / 『壹』 三六	官職・名・敢言之、3名 名・叩頭死罪敢言之、3名	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—	如檄	編綴(紐空白)
文書 6	2010CWJ1 ③ :263-32 / 『式』 六八二	官職・名・叩頭死罪敢言之 名・惶恐叩頭叩頭死罪死罪敢言之	月・数字日・干支	—	写言	編綴(紐空白)
文書 7	2010CWJ1 ③ :202-12 / 『式』 四三七	官職・名・敢言之、2名 (名) 敢言之、(2名?)	元号年・月・干支朔 ・(数字)日・(干支)	—	移……辞状 一編	編綴(紐空白)
文書 8	2010CWJ1 ③:266-186 +284-213+264-252 / 『伍』 一八五四+三〇 八五十一〇九八	官職・名・叩頭死罪、2名 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—	移象人爰書 一檄	編綴(紐空白)
文書 9	2010CWJ1 ③ :204 / 『式』 四四一	官職・姓名・敢言之 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—		編綴(紐空白)
文書 10	2010CWJ1 ③: 264-274 / 『参』 一一二〇	官職・姓名・敢言之 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—		編綴(紐空白)
文書 11	2010CWJ1 ③ :325-18 / 『選釈』 七二	官職・姓名・敢言之、2名 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	官職・姓名・ 符書、2名		単独(両面使用)
文書 12	2010CWJ1 ③ :325-1-26 / 『選釈』 九七	官職・名・敢言之、2名 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	官職・姓名・ 符書、2名		単独(両面使用)
文書 13	2010CWJ1 ③:71-26 / 『壹』 二五七	官職・名・敢言之、2名 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—	(「案」文書)	単独
文書 14	2010CWJ1 ③:281-5 / 『陸』 二一八七	官職・名・効敢言之 敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—	移 (「案」文書)	編綴(紐空白)
文書 15	2010CWJ1 ③: 264-294 / 『参』 一一四〇	官職・名・叩頭死罪敢言之 名・職事無狀惶恐叩頭死罪死罪敢言之	元号年・月・干支朔 ・数字日・干支	—		単独(両面使用)
文書 16	2010CWJ1 ③ :129 / 『壹』 二九一	官職・姓名・叩頭死罪白 名・愚懸惶恐叩頭死罪死罪 白	月・数字日・干支・白	—		単独(両面使用)
文書 17	2010CWJ1 ③ :132 / 『壹』 二九四	官職・名・叩頭死罪白 名・惶恐叩頭叩頭死罪死罪 白	月・数字日・干支・白	—		単独(両面使用)
文書 18	2010CWJ1 ③ :169 / 『壹』 三三六	官職・姓名・叩頭死罪白 名・愚懸惶恐叩頭死罪死罪 白	月・数字日・白	—		単独(両面使用)
文書 19	2010CWJ1 ③ :233 / 『式』 四八二	官職・名・叩頭死罪死罪 名・叩頭叩頭死罪死罪 名・小人愚懸惶恐叩頭死罪死罪 白	月・数字日・白	—		単独(両面使用)
文書 20	2010CWJ1 ③:325-4-43 / 『選釈』 四九	官職・名・叩頭死罪白、3名 名・叩頭死罪死罪、3名 名・惶恐叩頭死罪死罪 白、3名	月・数字日・干支・白	—	如牒	単独(両面使用)
文書 21	2010CWJ1 ③ :266-124 / 『伍』 一七九二	官職・名・叩頭死罪白 名・愚懸職事無狀惶恐叩頭死罪死罪	月・数字日・干支・白	—		編綴(両面使用、 紐空白なし、紐 痕跡あり)
文書 22	2010CWJ1 ③:268-1 / 『陸』 二一七〇	官職・名・叩頭死罪白 名・惶恐叩頭死罪死罪	月・数字日・白	—		単独(両面使用)
文書 23	2010CWJ1 ③ :282-308 / 『陸』 二四九六	官職・名・叩頭死罪白 名・愚懸惶恐叩頭死罪死罪	月・数字日・干支・白	—		単独(両面使用)

1～4の冊書文書の簡番号は、冒頭簡のみを示した。